

《短 信》

受動使役態

佐伯 哲夫

現代文で使役の「せる(させる)」と受動の「れる(られる)」が同一の受け部に用いられる時は次の傍線部のように「せる→↓れる」の順序をとるのがふつうである。

おとなしくしていればいいものを、「いつか書きたい」なんていうよくない料簡を起こすから「静かにさせ」られたんだ。

(阿部昭「まどろむ入江」)

態として見れば使役受動態である。だが、これが逆の「れる→↓せる」の順序をとる受動使役態は極めて稀である。その稀なこと、生涯かかってその生きた一、二の用例に出会えるかどうかという程度である。

といて、これがすべて日本語として不適格な態というのではない。山田孝雄の『日本文法論』(明四一)や三矢重松の『高等日本文法』(明四二)では、作例によってではあるが「らる(受身・被役) + さす(干与・使役)」の承接を文語文における一文法事象としてとりあげているし、近いところでは『金田一春彦・日本語セミナー・一』(昭五七)にも、日本語の一文法事象としての言及がある。それに、現代文で「監督が女優をして男優に抱かせる」のような、意味の通る受動使役態の適格文を作ることが現に可能である。

では、適格の受動使役態の生きた例に出会わないのはなぜか。三矢前掲書の説明に沿って言えば、それは一つに、このような客観的

事態を表現に移す時、われわれは「監督が男優に女優を抱かせる」のようにふつうの使役態に変えて言うからである。「監督が男優に女優を抱かせる」は「監督が女優をして男優に抱かせる」に比べ、人物相互の絡みがわかりやすい。表現の経済性に照らしてその説明は納得できる。しかし、われわれが受動使役態に出会わない理由はほかにあるのではなからうか。

この態の存在価値の有無から見ていく。

と、まずこれら両表現の担う客観的事態は、類似していても全同ではない。前者は監督が男優に指示して女優を抱くようにしむけ、後者は監督が女優に指示して男優に抱かれるようにしむけるというのであるから、動作主の働きかける相手が基本的なところで異なる。すなわち、前者の使役態は後者の受動使役態のいわば代理表現であり、そうなればこのような受動使役態にも表現法としての存在価値がしかとあることになる。

つづいて、この態が成立するための条件と使用されない理由を見ていくことにする。

ふつうの使役態を、格変化に焦点を合わせた型としてとらえること次のようになる。ローマ字はかりに人を示すことにする。

1 AがBをして()せる

ア AがBに義太夫をうならせる (含まれる原動態は「Bが義太夫をうなる」)

イ AがBに()を起き上がらせる (「Bが起き上がる」)

2 Aが物事を()せる

Aがメモを役立たせる (「メモが役立つ」)

「をして」は漢文訓読から出たもので、今ではあまり使われない

が、「に」「を」を覆うものとして使う。また、「 」内の「含まれる」は生成文法の用語「補文として埋めこまれてる」に置きかえてもよい。

受動使役態はこの主文としての使役態に受動態が補文として埋めこまれて仕上がるから、次に、そこに埋めこまれる受動態を、やはり格変化に焦点を合わせた型としてとらえてみる。

まず、直接受動態と間接受動態に二分するが、直接受動態については、動作主との関係が無指定の相手受動（Cで始まる）と動作主や相手との関係が無指定の対象の受動（Dで始まる）、それに、動作主または相手が所有する対象の受動（物事で始まる）への推移をも考えて並べ、間接受動態については、第三者の迷惑と所有者の迷惑の循環をも考えて並べることとする。

直接受動態

1 C（またはD）が（ ）れる

ア Cが犬に噛みつかれる（相手受動）（含まれる原動態は「犬がCに噛みつく」）

イ CがBにDを紹介される（相手受動）（「BがCにDを紹介する」）

ウ DがBにCへ紹介される（対象受動）（介する）

エ CがBに（よって）服を着せられる（相手受動）（「BがCに服を着せる」）

オ DがBに帰される（対象受動）（「BがDを帰す」）

2 物事が（ ）れる

ア 服がBに（よって）Cへ着せられる（所有対象受動（含まれる原動態は1・エと同じ））

イ 爪がBによって染められる（所有対象受動）（「Bが爪を

染める」）

間接受動態

Bが（ ）れる

ア BがCに起きられる（第三者の迷惑）（含まれる原動態は「Cが起きる」）

イ BがCに（Bの）Dを引きとめられる（第三者または所有者の迷惑）（「CがDを引きとめる」）

ウ BがCにシャツをよごされる（所有者の迷惑）（「Cが（Bの）シャツをよごす」）

ウ' BがCにシャツを洗われる（第三者の迷惑）（「Cがシャツを洗う」）

右のウはウとアの仲立ちをなすものである。なお、同じ間接受動でも中には「Bが犬におとなしくされる」のように、この受動の「はた迷惑」という意味的特徴からはずれかかったものもある。

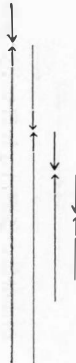
そこで、右に見てきた受動態を先の使役態に埋めこみ、その結果わかったことを整理して示すことにする。

(1) 「させられる」は一単位として働くが「られさせる」は

二単位

使役態第1型に埋めこむことのできるものは直接受動態第1型と間接受動態である。かりに直接受動態第1型イを使役態第1型に埋めこみ、あわせてその係り受けを北原保雄の方式にならって図示してみる。

直1イ埋込 AがCをしてBにDを紹介させさせる



受け部に注目すると、一次結合が「紹介さ」まで、二次結合が「れ」まで、三次結合以下が「させる」までとなっており、「れ」と「させる」は別単位として機能している。客観的な事態は右とくらか異なるが、これにならって逆の使役受動態を作り、あわせて同方式で図示してみる。

AがBにCへDを紹介させられる



こちらは一次、二次結合が「紹介さ」まで、三次結合以下が「せられる」までとなっており、「せられる」が一単位として機能している。なお、係り部の方の結合はともに四次までで、彼我に違いはない。

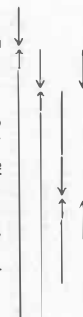
ちなみに、この「(ら)れさせる」が二単位として機能するというのは広く受動使役態に共通した特徴であり、「(さ)せられる」が一単位として機能するというのはこれまた広く使役受動態に共通した特徴である。

すなわち、受動使役態の受け部は使役受動態の受け部に比べ構造が単純でない。これが受動使役態の使われない一つの理由ではあるまいか。そして三矢説明にある、受動使役態は多くふつうの使役態に変えて言うというのも、結局はこの受け部構造の簡略化に従うということではなからうか。

(2) 構造の不安定ないしは意味範疇のずれ

使役態第2型に埋めこむことのできるものは直接受動態第2型である。第2型イを埋めこんだ文の、その係り受けを先にならって図示する。

直2イ埋込 Aが爪をBによって染められさせる



対格「爪を」は「Bによって染められさせる」全体に係っていくことが必要、そしてそれだけで十分。だが、この図でわかるように、「爪を」はさらに「染め」にも係っていかうとする。わずらわしく不安定な構造にあると言えよう。そして、この型の組合わせに限ることだが、これが使用を避けられる理由の一つになっているとみられる。もっとも「爪を」を「爪をして」に変えると係りかたがおおまかになり、安定は得られる。だがこうなると物としての「爪」を、人Aの使役的な指示に従うことのできる「人」に擬えなければならぬ。その点、これは対格に意味範疇のずれがあって成立しにくい型、とも見られる。

なお、右は語順を変えて「AがBによって爪を染められさせる」としても構造的な安定が得られるかに見える。だが、こうすると、「(を)して」にあたる使役の相手ないしは対象が消えて、使役文として不十分なものになってしまう。

(3) 被虐的な意味

使役態第1型に直接受動態のAを埋めこむと次のようになる。

直1ア埋込 AがCをして犬に噛みつかれさせる

Aは犬をけしかけるのではなくCに、使役的に指示して犬に噛みつかれるようにさせるといっているのであるが、現実的には物理的、被虐強要の、異常な懲罰状況に対応するものであり、その点、極端に辺境的な表現型と言つてよいであろう。加害的な意味の動詞を核とする直接受動態はこれを使役態に埋めこむ時、すべて右のような被虐強

要の意味を生む。「吠える」(直1ア)、「売りとばす」(イ、ウ)、「罪を着せる」(エ)、「叱る」(オ)など、みなそうである。

間接受動態は「はた迷惑」の特徴ゆえに、これを埋めこむ時は右に近い意味を生む。

問ア埋込 AがBをしてCに起きられさせる

AはBに使役的に指示してCの起きるのをわざわざはた迷惑に感ずるようにさせる、という意味である。心理的な被虐強要である。

この型の組合わせに限ることだが、これが使用を避けられる理由の一つにはこの、日常生活への対応きわめて稀ということもあるのではないだろうか。

(4) 受け部における意味の流れの乱れ(拙稿「語順と意味」『日本語学』昭五八・一二を参照していただきたい)

最後に、今後われわれがもし、生きた受動使役態に出会おうとすれば、それは「滝に打たれさせる」のように慣用化の進んだ受動態を埋めこんだ場合か、(2)(3)の条件にはずれた、たとえば直1オを構成する「抱く(最初の作例に使った)・使う」などの動詞を核にした場合か、(3)の条件にあるものでも「蚊に食われさせる」のような不本意な気持を表わす、引責の場合かであろうと推測しておく。

—— 関西大学教授 ——

(昭和五十八年八月二十二日 受理)